

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

特定非営利活動法人彩の子ネットワーク

### 二 代表者の氏名

関 昌美

### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市本町二丁目十三番地八号根貝戸団地一階

### 四 更新後の認定の有効期間

令和五年十一月十三日から令和十年十一月十二日まで